

東大阪市工場移転支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東大阪市住工共生のまちづくり条例（平成25年3月31日東大阪市条例第5号。以下「住工共生のまちづくり条例」という。）第9条第1項第2号に規定する住工混在の緩やかな解消に資する施策として、本市の工業専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域をいう。以下同じ。)) 又はモノづくり推進地域（東大阪市住工共生のまちづくり条例（平成25年条例第5号）第10条に規定するモノづくり推進地域をいう。以下同じ。）を除く地域において製造業を営むモノづくり企業がその工場を、本市内の工業専用地域又はモノづくり推進地域へ移転することに対して補助金を交付することにより、市民の良好な住環境及びモノづくり企業の操業環境を保全、創出し、住工共生のまちの実現に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、住工共生のまちづくり条例の定めるところによるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 製造業における物品の製造過程又は研究開発過程において必要となる機械又は装置が設置される事業所及びこれに付帯する施設をいう。
- (2) 移転 工業専用地域又はモノづくり推進地域を除く地域において製造業を営むモノづくり企業がその工場を本市内の工業専用地域又はモノづくり推進地域へ移転することをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることのできるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の認定申請の日現在において、1年以上引き続き工業専用地域又はモノづくり推進地域を除く地域における工場で日本標準産業分類に掲げる製造業を営み、原則として公害関係法令に基づく届出等をしていること。
 - (2) 補助対象事業の認定申請の日及び補助金交付申請の日の時点において市税の滞納がないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者(以下、「暴力団等」という)は対象外とする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業は、工業専用地域及びモノづくり推進地域を除く地域において製造業を営むモノづくり企業がその工場を工業専用地域及びモノづくり推進地域へ移転する事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は除く。

- (1) 移転が、その工場の面積のうち相当割合を満たさない、引き続き工場として活用する者に売却または賃借するなど、この要綱の目的を達成する見込みがないと市長が判断するもの。
- (2) その他、法令等に抵触する虞があるもの。
- (3) 市長が不適切と判断したもの。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、機械設備等の分解、梱包、輸送、設置、組立、調整及びそれに伴う附属設備などの費用のうち機械設備等の移転にかかる費用であって市長が必要と認めるものとする。

- 2 補助対象経費は、補助対象事業の認定通知を受けた日以降1年以内に契約及び支払いが完了する経費とする。また、消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金等の額)

第6条 補助金は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内で200万円を限度とする。

- 2 補助対象者が、国・府その他公共的団体等から同様の補助金等の交付を受けた場合、又は受ける予定がある場合は、当該補助金額を差し引いて、補助対象経費を算定するものとする。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助対象事業の認定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ移転をしようとする日の原則45日前までに、東大阪市工場移転支援補助対象事業認定申請書(様式第1-1号)に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1-2号)
- (2) 移転にかかる経費の見積書の写し
- (3) 土地にかかる売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は登記事項証明書
- (4) 履歴事項全部証明書(法人の場合のみ)
- (5) 市税の納付状況にかかる照会同意書
- (6) 移転前の工場の位置図、写真(外観及び機械設備が確認できるもの)
- (7) その他、市長が特に必要と認めるもの

(補助対象事業の認定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは東大阪市工場移転支援補助対象

事業認定通知書（様式第2号）により、又、認定をすることが適当でないとするときは、東大阪市工場移転支援補助対象事業不認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助対象事業の認定を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、当該認定に必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の認定申請の取り下げ）

第9条 認定を受けた申請者（以下「認定事業者」という。）は、前条の規定による補助対象事業の認定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、認定申請を取り下げようとするときは、当該認定を受けた日から15日以内に、東大阪市工場移転支援補助対象事業認定申請取下げ届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る認定はなかったものとみなす。

（補助対象事業の認定申請内容の変更等）

第10条 認定事業者は、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに東大阪市工場移転支援補助対象事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 指定申請書又は添付書類に記載した事項に変更があったとき。ただし、軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

- 2 市長は、前項の規定により、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、東大阪市工場移転支援補助対象事業変更・中止・廃止承認書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の認定の取消し）

第11条 市長は、認定事業者又は補助対象事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助対象事業の認定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 認定事業者が補助対象事業を中止し、若しくは廃止したとき、又は補助対象事業が中止若しくは廃止の状態にあると認めたとき。

(3) 認定事業者が、偽りその他不正の手段により、補助対象事業の認定を受けたとき。

(4) その他補助対象事業の認定後において特に不適當であると市長が認める事由が生じたとき。

（地位の継承）

第12条 認定事業者に係る相続あるいは合併等により、当該認定事業者からこの要綱に係る補助対象事業を継承しようとする者は、市長の承認を得て、当該認定事業者の地位を継承することができる。

- 2 認定事業者の地位を承継しようとする者は、あらかじめ、東大阪市工場移転支援補助対象事業認定事業者承継承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければなら

ない。

(補助対象事業の完了報告)

第13条 認定事業者は、補助対象事業を完了し、操業を開始後速やかに東大阪市工場移転支援補助対象事業完了報告書(様式第8-1号。以下「完了報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業経費内訳(様式第8-2号)
- (2) 補助の対象となる工場又は当該工場にかかる製造業者の東大阪市生活環境保全等に関する条例第34条に規定する合格書の写し
- (3) 建物にかかる売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は登記事項証明書
- (4) 履歴事項全部証明書(法人の場合のみ)
- (5) 移転前の工場が存続していないことを証明する資料

(補助金交付の申請)

第14条 前条に規定する完了報告書を提出した者で補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、東大阪市工場移転支援補助金交付申請書(様式第9-1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 役員等名簿(様式第9-2号)
- (2) 支払いの根拠書類
- (3) 市税の納付状況にかかる照会同意書

(補助金交付の決定)

第15条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、職員を派遣して移転後の工場の利用状況等を確認させた後、申請者が第3条第2項に規定する暴力団等である場合を除き、補助金を交付することが適当と認めるときは東大阪市工場移転支援補助金交付決定通知書(様式第10号)により、又、補助金を交付することが適当でないとき東大阪市工場移転支援補助金不交付決定通知書(様式第11号)により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付の請求)

第16条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の請求をしようとするときは、東大阪市工場移転支援補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金の交付を受けているときは、その全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 暴力団等であることが判明したとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

(帳簿等の整備及び保管)

第18条 補助事業者は、当該補助事業にかかる収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び収支を証する書類を整備し5年間保管しなければならない。

(状況報告及び調査)

第19条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、補助対象事業の遂行の状況について、補助事業者に報告させ、又は当該職員に現地調査を行わせることができる。

(警察署長からの意見聴取)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は補助事業者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(東大阪市補助金等交付規則の適用)

第21条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）の規定によるものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成31年3月31日までの間に完了した補助対象事業については、第6条第1項の適用について、同条同項中「2分の1」とあるものを「3分の2」に、「200万円を限度」とあるものを「500万円を限度」と読み替えるものとする。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された東部大阪都市計画特別用途地区のうち工業保全地区については、第5条第1項を次の通り読み替える。

「補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、機械設備等の分解、梱包、輸送、設置、組立、調整及びそれに伴う附属設備などの費用のうち機械設備等の移転及び事務所移転にかかる費用であって市長が必要と認めるものとする。」

- 2 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成31年4月1日以降に完了した補助対象事業については、第6条第1項の適用

について、同条同項中「200万円を限度」とあるものを「500万円を限度」と読み替えるものとする。

2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 平成31年4月1日以降に完了した補助対象事業であって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された東部大阪都市計画特別用途地区のうち工業保全地区については、第6条第1項の適用について、同条同項中「2分の1」とあるものを「3分の2」に読み替えるものとする。

2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

所在地
名称
代表者

東大阪市工場移転支援補助対象事業認定申請書

東大阪市工場移転支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて申請します。

記

1. 現在操業を行っている工場の住所
2. 移転先の住所
3. 移転予定日 年 月 日
4. 移転先での操業開始予定日 年 月 日
5. 移転に要する予定経費 円
(詳細は、事業予定経費内訳のとおり)

(添付書類)

- ①事業計画書(様式第1-2号)
- ②移転にかかる経費の見積書の写し
- ③土地にかかる売買契約書若しくは賃貸契約書の写し又登記事項証明書
- ④履歴事項全部証明書(法人の場合のみ)
- ⑤市税の納付状況にかかる照会同意書
- ⑥移転前の工場の位置図、写真(外観及び機械設備が確認できるもの)

様式第1-2号

事業計画書

1. 申請者の概要

所在地			
名称			
設立年月			
資本金	千円	従業員数	人
担当者名・連絡先			

2. 事業予定経費内訳

(1) 収入

区分	金額	摘要(積算基礎)
自己資金	円	
本市からの補助金	円	
他の補助金等	円	
その他	円	
合計	円	

(2) 支出

区分	金額	摘要(積算基礎)
機械設備等の分解、 梱包	円	
機械設備等の輸送	円	
機械設備等の設置、 組立、調整	円	
その他 (付帯設備等)	円	
合計	円	

様式第 2 号

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市工場移転支援補助対象事業認定通知書

年 月 日付で申請のありました東大阪市工場移転支援補助対象事業について、東大阪市工場移転支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき補助対象事業として認定することを決定し、下記のとおり通知します。

記

1. 認定番号 第 号

2. 条件

- (1) 当該補助対象事業は、本認定通知を受けた日以降 1 年以内に契約及び支払いが完了する経費を対象経費とする。また、消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。
- (2) 同要綱第 11 条に該当するときは、補助対象事業の認定を取り消すことがある。
- (3) 補助対象事業を完了し、操業したときは、同要綱第 13 条に基づき、速やかに東大阪市工場移転支援補助対象事業完了報告書（様式第 8-1 号）を提出すること。

様式第3号

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市工場移転支援補助対象事業不認定通知書

年 月 日付で申請のありました東大阪市工場移転支援補助対象事業について、次の理由により認定できないので通知します。

理由

様式第4号

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

所在地
名称
代表者

東大阪市工場移転支援補助対象事業認定申請取下げ届出書

年 月 日付で申請した東大阪市工場移転支援補助対象事業認定申請を取り下げたいので届け出ます。

取下げの理由

様式第5号

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

所在地
名称
代表者

東大阪市工場移転支援補助対象事業 (変更・中止・廃止) 承認申請書

年 月 日付第 号で認定のあった補助対象事業を(変更・中止・廃止)したいので、東大阪市工場移転支援補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 認定番号 第 号

2. 変更の内容
<変更前>

<変更後>

3. 変更、中止、又は廃止の理由

様式第6号

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市工場移転支援補助対象事業（変更・中止・廃止）承認書

年 月 日付けで申請のありました東大阪市工場移転支援補助対象事業（変更・中止・廃止）承認申請書について、東大阪市工場移転支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により承認しましたので通知します。

様式第7号

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

所 在 地
名 称
代 表 者

東大阪市工場移転支援補助対象事業認定事業者承継承認申請書

認定事業者の地位を承継したいので、東大阪市工場移転支援補助対象事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により申請します。

1. 認定事業者の所在地

2. 承継の理由

3. 承継年月日 年 月 日

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

所在地
名称
代表者

東大阪市工場移転支援補助対象事業完了報告書

年 月 日付第 号で認定のあった補助対象事業について、完了したので、東大阪市工場移転支援補助金交付要綱第13条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 認定番号 第 号
2. 移転完了日 年 月 日
3. 移転先での操業開始日 年 月 日
4. 移転に要した経費 円
(詳細は、事業経費内訳のとおり)
5. その他報告事項

(添付書類)

- ①事業経費内訳 (様式第8-2号)
- ②補助の対象となる工場又は当該工場にかかる製造業者の東大阪市生活環境保全等に関する条例第34条に規定する合格書の写し
- ③建物にかかる売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は登記事項証明書
- ④履歴事項全部証明書 (法人の場合のみ)
- ⑤移転前の工場が存続していないことを証明する資料

事業経費内訳

(1) 収入

区分	金額		摘要 (積算基礎)
自己資金	円		
本市からの補助金	円		
他の補助金等	B	円	
その他	円		
合計	円		

(2) 支出

区分	金額		摘要 (積算基礎)
機械設備等の分解、 梱包	円		
機械設備等の輸送	円		
機械設備等の設置、 組立、調整	円		
その他 (付属設備等)	円		
合計	A	円	

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

所在地
名称
代表者

東大阪市工場移転支援補助金交付申請書

東大阪市工場移転支援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて申請します。

記

1. 認定番号 第 号
2. 補助金交付申請額 円

(添付書類)

- ①役員等名簿 (様式第9-2号)
②支払いの根拠書類
③市税の納付状況にかかる照会同意書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

所在地
名称
代表者

役員等名簿

次の役員等名簿に記載された者が東大阪市工場移転支援補助金交付要綱第3条第2項に規定する排除対象者に該当しないことを確認するため、この名簿に記載した個人情報を所轄の警察署長に照会する場合がありますことについて同意します。

役職名	ふりがな 氏名	性別	住所	生年月日

備考

1. 申請日時点の役員等について記載してください。
2. この名簿には、登記事項証明書に現在、役員（代表者、監査役を含む。）として登載されている者を記載してください。
3. 書ききれない場合は、複数枚使用してください。
4. この名簿に記載されたすべての個人情報は、東大阪市個人情報保護条例（平成11年3月31日東大阪市条例第2号）の規定に基づいて取り扱うものとし、東大阪市暴力団排除条例第2条に規定する排除対象者に該当しないことの確認以外の目的には使用しません。東大阪市がこれらの情報をもとに警察等関係機関から取得した個人情報についても同様です。

(暴力団員等でないことの誓約等)

- ・申請書に添付する役員名簿に記載の者は、いずれも暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しません。(チェック欄：□)

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市工場移転支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました東大阪市工場移転支援補助金について、東大阪市工場移転支援補助金交付要綱第15条に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 交付金額 円

2. 条件

東大阪市工場移転支援補助金交付要綱に違反し、その補助事業の執行方法が不相当と認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることがある。

様式第 1 1 号

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市工場移転支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました東大阪市工場移転支援補助金について、
次の理由により交付できないので通知します。

理由

様式第12号

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

所在地
名称
代表者

東大阪市工場移転支援補助金交付請求書

年 月 日付第 号で確定通知のあった上記補助金について、東
大阪市工場移転支援補助金交付要綱第16条の規定により、請求します。

1. 請求金額 円

上記の補助金は、下記金融機関の口座へ振込みしてくださるよう依頼します。

記

金融機関	名称	支店名
預金種別	1 普通預金	2 当座預金
口座番号		
(フリガナ) 名義		